

令和4年1月26日

国民健康保険運営協議会資料

国民健康保険料の賦課方法について (諮問)

【諮問事項】

1. 賦課限度額の見直しについて
2. 未就学児の均等割保険料の軽減措置について
3. 保険料延滞金の減免規定について

(諮問の背景と見直し案)

1. 賦課限度額の見直しについて

(1) 賦課限度額設定の必要性

保険料は、「所得割」「平等割」「均等割」の3つを合算した額で算出され、所得が多い世帯には「所得割」が多く賦課されます。

保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があり、一方で、受益との関係において、受益を大きく上回る負担（医療機関を受診した際に受ける医療給付を大幅に上回る保険料）が課されると、保険に加入している意義を見いだせなくなり、保険料の支払い意欲や、制度及び事業の円滑な運営に支障をきたすことが懸念されます。

そのため、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けるため、国民健康保険法施行令（以下「施行令」という。）で上限額を定めています。

賦課の最高限度額

・医療分	=63万円以下(施行令第29条の7第2項第10号)
・後期高齢者支援金分	=19万円以下(施行令第29条の7第3項第9号)
・介護分	=17万円以下(施行令第29条の7第4項第9号)

(2) 賦課限度額の設定の考え方

現在、高齢化や医療技術の進歩等により、一人あたり医療給付費が増える一方で、保険料を計算する根拠となる被保険者の所得が、新型コロナウイルス感染症の影響もあり伸びない傾向にあります。このような状況の中では、所得の多い人に多く保険料を負担いただくことで、中低所得層の人に配慮した保険料を設定していくことが求められています。

社会保障の負担のあり方については、平成25年8月の『社会保障制度改革国民会議報告書』により、「年齢別」から「負担能力別」に切り替える考え方が示されました。特に国民健康保険においては、「相当の高所得の者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みを改め、保険料の賦課限度額を引き上げるべき」であると同時に、「低所得者に対する保険料軽減措置の拡充を図るべき」であると記されたところです。

このような考え方のもと、このたび「令和4年度税制改革大綱」（令和3年12月閣議決定）において、国民健康保険税の賦課限度額を、医療分は63万円から65万円に2万円引き上げ、後期高齢者支援金分は19万円から20万円に1万円引き上げ、17万円を据置く介護分と合わせた賦課限度額合計を99万円から102万円にすることとされました。これに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、施行令の一部が改正されました。

(3) 見直しについての考え方（事務局案）

現在、本市では、施行令に定める上限額と同額まで保険料を賦課しています。

保険料の賦課限度額を見直すことにより、国民健康保険の被保険者間の保険料負担の公平性の確保と、中低所得層の負担軽減を図ることが可能であると考え、本市においても、国の改正内容に基づき、令和4年度から医療分の賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金分を19万円から20万円に引き上げるよう、見直しを行うこととします。つきましては、貴協議会の意見を求めます。

2. 未就学児の均等割保険料の軽減措置について

(1) 軽減措置の概要について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行により、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和4年4月1日から、未就学児（当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）の均等割保険料（医療分・後期高齢者支援金分）を5割軽減する措置が設けられることになりました。

軽減措置の導入にあたっては、保険料の軽減分を国が2分の1、都道府県と市町村がそれぞれ4分の1を公費で負担することとされています。

(2) 保険料影響額について

本市の国民健康保険に加入している未就学児は、令和3年12月末現在で239人となっており、均等割保険料の5割軽減による影響額は以下のとおりとなる見込みです。

◆R4均等割案（医療分…28,600円、後期高齢者支援金分…9,200円）

<未就学児 世帯別均等割額>

7割軽減世帯	61人×(8,580円+2,760円) =	691,740円	} 計 5,911,920円 ①
5割軽減世帯	67人×(14,300円+4,600円) =	1,266,300円	
2割軽減世帯	32人×(22,880円+7,360円) =	967,680円	
軽減なし	79人×(28,600円+9,200円) =	2,986,200円	

保険料影響額 (①×1/2) = 2,955,960円

⇒国負担分 1/2 1,477,980円、都道府県・市町村負担分 1/4 738,990円

(3) 軽減措置の導入についての考え方（事務局案）

未就学児への均等割保険料の5割軽減措置については、子育て支援の観点から、本市においても法令等の整備を行い、令和4年度の保険料から適用することとします。

つきましては、貴協議会の意見を求めます。

3. 保険料延滞金の減免規定について

(1) 延滞金の取扱いについて

国民健康保険料の延滞金については、地方自治法第 231 条の 3 第 2 項に「条例に定めることにより徴収することができる」と規定されています。

本市においては長岡京市国民健康保険条例第 26 条に延滞金の計算方法及び徴収に関する規定を設け、納期限を過ぎて納付される場合は、納期限の翌日から納付日までの期間に応じて延滞金を計算し、徴収しています。

一方で、上記計算により延滞金は発生しているが、生活困窮等のやむを得ない理由により納付が困難と判断された場合には、地方税法第 723 条第 2 項（国民健康保険料の延滞金減免規定）を準用し、延滞金の減免を行っていました。

(2) 京都地方税機構への移管について

本市は令和 3 年 4 月から保険料の滞納整理業務を京都地方税機構に移管しており、京都地方税機構では、本市の条例に基づき、延滞金の計算・徴収業務がなされています。また、本市同様にやむを得ないと判断された場合は減免を決定されていますが、現在、府下市町の多くが、国民健康保険料の延滞金の減免規定を条例に定めている状況を踏まえ、本市においても、税機構移管に伴う事務の整理として、延滞金の減免根拠を明確化する必要があります。

(3) 保険料延滞金の減免規定の追加について（事務局案）

京都地方税機構では、財産調査の結果、生活困窮等のやむを得ない理由がある場合などは、保険料の執行停止や延滞金の減免決議が迅速になされています。

本市におきましても、円滑な滞納整理業務の遂行のために、市条例第 26 条の延滞金の規定に、「市長は、納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認める場合においては、第 1 項の延滞金額を減免することができる。」という一文を追加することとします。

つきましては、貴協議会の意見を求めます。

<参考>長岡京市国民健康保険条例 抜粋

(延滞金)

第 26 条 普通徴収に係る保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が 2,000 円以上（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年 14.6 パーセント（納期限の翌日から 3 か月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合をもつて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を納付することを要しない。

国民健康保険料の賦課限度額の改定経過

年度	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	合計
H20	470,000	120,000	90,000	680,000
H21	470,000	120,000	100,000	690,000
H22	500,000	130,000	100,000	730,000
H23	510,000	140,000	120,000	770,000
H24	510,000	140,000	120,000	770,000
H25	510,000	140,000	120,000	770,000
H26	510,000	160,000	140,000	810,000
H27	520,000	170,000	160,000	850,000
H28	540,000	190,000	160,000	890,000
H29	540,000	190,000	160,000	890,000
H30	580,000	190,000	160,000	930,000
R1	610,000	190,000	160,000	960,000
R2	630,000	190,000	170,000	990,000
R4	650,000	200,000	170,000	1,020,000

※ 後期高齢者支援金分は、平成20年度に制度が導入された。

※ 介護納付金分は、平成12年度に制度が導入された。

※ 網掛け太字を施した欄は、限度額を新たに設定または改定した年度。

※ R4年度は、予定を記している。

賦課限度額の改定による限度額超過世帯数への影響

※ R3.12月末時点、R4料率案で算定

【医療給付費分】

賦課限度額	限度額超過世帯数	限度超過額に達する所得	
		1人世帯	2人世帯
63万円(現行)	128世帯(1.4%)	1人世帯	8,296,000円
		2人世帯	7,904,000円
65万円(改正後)	120世帯(1.3%)	1人世帯	8,570,000円
		2人世帯	8,178,000円

【後期高齢者支援金分】

賦課限度額	限度額超過世帯数	限度超過額に達する所得	
		1人世帯	2人世帯
19万円(現行)	138世帯(1.5%)	1人世帯	7,904,000円
		2人世帯	7,504,000円
20万円(改正後)	128世帯(1.4%)	1人世帯	8,339,000円
		2人世帯	7,939,000円

【介護納付金分】

賦課限度額	限度額超過世帯数	限度超過額に達する所得	
		1人世帯	2人世帯
17万円(現行) (改正なし)	62世帯(1.6%)	1人世帯	7,358,000円
		2人世帯	6,890,000円

未就学児の均等割保険料5割軽減措置の影響額

※R4料率案で算定

		7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし
均等割額	医療分	8,580	14,300	22,880	28,600
	支援分	2,760	4,600	7,360	9,200
	計	11,340	18,900	30,240	37,800

軽減前	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし	全体
6歳以下	61	67	32	79	239
医療分	523,380	958,100	732,160	2,259,400	4,473,040
支援分	168,360	308,200	235,520	726,800	1,438,880
計	691,740	1,266,300	967,680	2,986,200	5,911,920

軽減後	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし	全体
6歳以下	61	67	32	79	239
医療分	261,690	479,050	366,080	1,129,700	2,236,520
支援分	84,180	154,100	117,760	363,400	719,440
計	345,870	633,150	483,840	1,493,100	2,955,960

⇒

財政支援額		
国1/2	府1/4	市負担分1/4
1,477,980	738,990	738,990

《参考》

年齢別子どもの均等割保険料

※R4料率案で算定

		7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし
均等割額	医療分	8,580	14,300	22,880	28,600
	支援分	2,760	4,600	7,360	9,200
	計	11,340	18,900	30,240	37,800

	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし	全体
6歳以下(人)	61	67	32	79	239
医療分	523,380	958,100	732,160	2,259,400	4,473,040
支援分	168,360	308,200	235,520	726,800	1,438,880
計	691,740	1,266,300	967,680	2,986,200	5,911,920

	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし	全体
12歳以下(人)	141	145	85	199	570
医療分	1,209,780	2,073,500	1,944,800	5,691,400	10,919,480
支援分	389,160	667,000	625,600	1,830,800	3,512,560
計	1,598,940	2,740,500	2,570,400	7,522,200	14,432,040

	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし	全体
15歳以下(人)	194	187	108	251	740
医療分	1,664,520	2,674,100	2,471,040	7,178,600	13,988,260
支援分	535,440	860,200	794,880	2,309,200	4,499,720
計	2,199,960	3,534,300	3,265,920	9,487,800	18,487,980

	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし	全体
18歳以下(人)	250	233	131	310	924
医療分	2,145,000	3,331,900	2,997,280	8,866,000	17,340,180
支援分	690,000	1,071,800	964,160	2,852,000	5,577,960
計	2,835,000	4,403,700	3,961,440	11,718,000	22,918,140